

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言いたします。

### 1. サプライチェーンの共存共栄と新たな連携

直接の取引先を通じて、その先の取引先に働きかける（「TierN」から「TierN+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ・ビジネス環境が大きく変化する中、お客様のご期待にお応えするため、サプライヤーや協力会社、スタートアップ等を含む企業や団体とのコミュニケーションを図り、新しい価値を創出します。この取り組みを通じて、よりよい社会の実現に貢献します。
- ・「CSR調達ガイドライン」に定める「コンプライアンスの順守」「基本的人権の尊重」「環境保全」「安全衛生」「適切な情報管理」「QCDと顧客満足の向上」「腐敗防止」の7つの項目を順守することで、持続可能なサプライチェーンを構築します。

### 2. 「振興基準」の順守

新規事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商習慣の是正に積極的に取り組みます。

なお、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場の優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引価格の決定に当たっては、下請け業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引価格の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

#### ③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな型に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしづ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、出来る限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

- ・当社行動規範に則り、協力会社や調達先との取引関係においては、相互信頼と共創の精神で良好な関係を構築します。
- ・約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。
- ・品質管理部門や発注部門は、サプライチェーンの取引先様とともに品質向上に取り組みます。

2023年5月24日

前田印刷株式会社

代表取締役 前田 陽介